

富山県農林水産部所管建設工事に係る

「週休2日制モデル工事」試行要領

1 背景・目的

建設業界は、他の産業界と比較して週休2日制を取得する環境や体制が整っておらず、若手技術者をはじめとする建設関係の担い手の確保と育成を進める上で、課題となっている。

このことから、週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行し、効果や課題を抽出する。

2 用語の定義

この要領で使用する用語は、農林水産部土木工事共通仕様書で定める用語のほか、下記による。

- (1) 「週休2日制」とは、工事着手日から工事完了日までの対象期間において、原則、土、日曜日を休日として確保し現場閉所する、週休2日(4週8休相当)又は完全週休2日の取り組みを実施することをいう。
- (2) 「工事着手日」とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。
- (3) 「工事完了日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。(現場事務所等の撤去を含む現場作業の全てが完了した日をいい、工事完成までの清掃や資料整理等の期間は含まない。)
- (4) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までの期間のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除いた期間をいう。
- (5) 「年末年始6日間・夏季休暇3日間等」とは、下記の期間をいう。
 - ① 年末年始6日間(年末年始を挟む工事の12月29日から1月3日までの6日間)
 - ② 夏季休暇3日間(8月を挟む工事の土日以外の3日間)
 - ③ 工場製作のみの期間
 - ④ 工事事務等による不稼働期間
 - ⑤ 天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
 - ⑥ 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - ⑦ 工事の全面中止期間
 - ⑧ その他、外的要因により現場が不稼働となる期間
- (6) 「現場閉所」とは、資材搬入を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

なお、現場作業の有無については、受注者に限らず下請負業者、資材業者、運搬業者及び測量業者等の現場で作業する全ての者を対象に判断しなければならない。
- (7) 「週休2日(4週8休相当)」とは、対象期間の7分の2以上の現場閉所日(以下、「休日」という。)を確保することをいう。

ただし、休日は、原則として土曜及び日曜日を休日として計画するものとし、偏り等(工期の始まりや工期の終盤での偏った休日の設定)が生じないように休日を取得すること。

また、週2日の休日を確保できない週がある場合は、原則としてその前後の週で「当初計

画した休日以外の日」に振替休日を取得し、毎週2日の休日を確保するものとする。なお、「週の考え方」については、月曜日から日曜日までを1つの週とする。

また、現場の進捗状況、降雨、降雪等の気象状況等により、当初計画した日以外を休日とすることは可とする。

- (8) **「完全週休2日」**とは、原則、土曜及び日曜日に工事現場を完全閉所して、一切の現場作業を行わないことをいう。

ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、監督員と協議のうえ、土日作業を可能とするが、「完全週休2日の振替休日」により休日を確保するものとする。

- (9) **「完全週休2日の振替休日」**とは、地元調整など、やむを得ない理由がある場合に、監督員と協議のうえ、土曜又は日曜日を現場作業日とした場合に、その前後の週で当初計画した休日以外の日に取得する休日をいう。

- (10) **「現場閉所率」**とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいい、その算定方法は、後記4(5)ア「現場閉所率の算定方法」のとおりである。

なお、現場閉所率の算定では、「振替休日」及び「完全週休2日の振替休日」を除き、週2日を超える休日を「対象期間の日数」に含めるが「現場閉所日数」に含めない。

- (11) **「達成率」**とは、対象期間を通じて設定した、完全週休2日の実施割合をいう。

なお、達成率の算定方法は、後記4(6)ア「達成率の算定方法」のとおりである。

3 試行対象工事

発注者が週休2日制モデル工事に適さないと判断した工事を除く、全ての工事を試行対象工事とし、受注者が希望した場合に、週休2日制モデル工事の試行を実施できるものとする。

4 試行工事の実施

(1) 発注時

「発注者」は、試行対象工事を発注する場合は、特別仕様書に次の通り記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、受注者が希望すれば週休2日制を実施し、希望しなければ従来どおり工事施工するものとする。
- 2 なお、週休2日制を実施した場合は、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じ設計変更を行うものとする。
- 3 モデル工事の実施の詳細は、「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとし、富山県農林水産部農村整備課のホームページから入手できる。

(2) 施工計画書提出前の協議

「受注者」は、「週休2日制モデル工事」の希望の有無について、施工計画書提出前に工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。

協議の結果、受注者が「週休2日制モデル工事」の実施を希望しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

(3) 休日取得計画書の提出

上記 4(2)の協議の結果、受注者が「週休2日制モデル工事」の実施を希望する場合、**「受注者」**は、工事着手日から工事完了日までの「休日取得計画書」を施工計画書に添付して提出しなければならない。

なお、工事完了日については、当初は見込みで計画し、工事完了月の前月までに「変更した休日取得計画書(工事完了月の分)」を、工事履行報告書に添付して監督員まで提出するものとする。ただし、工期延長により、工事完了日を延期した場合は、「休日取得計画書」を変更し、変更施工計画書に添付して提出しなければならない。

また、「休日取得計画書」は、原則として、富山県農林水産部農村整備課のホームページから入手できる「表計算ファイル(富山県農林水産部 休日取得計画・実績書_H310401 適用)」を用いて作成しなければならない。ただし、受注者が対応する表計算ソフトを有していない場合は、監督員と協議の上、他の方法で作成できるものとする。

また、休日取得計画については、原則として土曜及び日曜日を休日として計画するものとし、週2日を超えて休日を計画しないものとする。

(4) 休日取得実績書の提出

「受注者」は、工事完成月を除く週休2日制の対象期間において、毎月、休日取得実績書(前月分)を工事履行報告書に添付して監督員に提出しなければならない(電子メール等による提出も可)。

なお、「休日取得実績書」については、原則として、富山県農林水産部農村整備課のホームページから入手できる「表計算ファイル(富山県農林水産部 休日取得計画・実績書_H310401 適用)」を用いて作成しなければならない。ただし、受注者が対応する表計算ソフトを有していない場合は、監督員と協議の上、他の方法で作成できるものとする。

また、工事完成月については、工事着手日から工事完了日までの休日取得実績書を完成届に添付して提出するとともに、「休日取得実績書」のオリジナルファイル(表計算ソフトによって作成した休日取得実績書の電子データ^{※1})を、工事完成日までに監督員に電子メール等で提出するものとする。

※1 対象の表計算ソフトを有していないことから、監督員と協議の上、他の方法で「休日取得実績書」を作成した受注者については、スキャニング等によって作成した電子データとする。

「監督員」は、提出された「休日取得実績書」の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。また、提出された「休日取得実績書」を、工事履行報告書(工事完成月においては、完成届)に添付し回議するものとする。

(5) 設計変更

「発注者」は、現場閉所率を算定し、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じ設計変更を行う。

ア 現場閉所率の算定方法

下表の算定式により、現場閉所率を算定し、現場閉所状況を確認する。

現場閉所率の算定式

「現場閉所率(%)」＝「現場閉所日数」÷「対象期間の日数」×100

※1「現場閉所率(%)」は、小数点以下第2位を切り捨てた値とする。

【計算例】

現場閉所日数 49 日 ÷ 対象期間の日数 168 日 × 100
 = 29.1666... ⇒ 現場閉所率 29.1%

イ 補正係数

対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

項目	補正係数		
現場閉所状況	週休2日(4週8休相当)以上	4週7休以上 週休2日(4週8休相当)未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	25%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

※ 鋼橋製作仮設工事、電気通信設備製作据付工事及び施設機械設備工事の補正の対象は、以下のとおりである。

① 鋼橋製作架設工事

架設工事原価にかかる費用が、補正の対象である。

② 電気通信設備製作据付工事

据付工事原価に係る費用(機器間接費は除く)が、補正の対象である。

③ 施設機械設備工事

据付工事原価に係る費用が、補正の対象である。

ウ 補正方法

(ア) 労務費 = 労務費 × 週休2日補正係数

(イ) 機械経費(賃料) = 機械経費(賃料) × 週休2日補正係数

(ウ) 共通仮設費(率分) = 対象金額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数 × 週休2日補正係数

(エ) 現場管理費(率分) = 対象金額 × 現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 × 週休2日補正係数

エ 留意事項

「発注者」は、現場閉所率を確認後、各経費を補正し、設計変更を行うものとする。

なお、4週6休に満たないもの及び、施工計画書提出前に週休2日に取り組むことについて工事打合簿により監督員と協議を行わなかったものは、変更の対象としない。

(6) 工事成績評定

「発注者」は、前記4(5)ア及び下記4(6)アのとおり、週休2日制の現場閉所率及び達成率に応じ、工事成績評定で加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100

点を超えないものとする。なお、現場閉所率及び達成率が加点評価の条件に満たない場合であっても、減点評価は行わないものとする。

ア 達成率の算定方法

下表のとおり、達成率を算定する。

達成率の算定式
「達成率(%)」＝「土日の現場閉所日数」÷「対象期間内の土日の日数」×100
※1「土日の現場閉所日数」は、完全週休2日の振替休日を含む日数である。
※2「達成率(%)」は、小数点以下第2位を切り捨てた値とする。
【計算例】
土日の現場閉所日数 39 日 ÷ 対象期間内の土日の日数 48 日 × 100
＝81.25 ⇒ 達成率 81.2%

イ 工事成績の加点方法

下表のとおり、週休2日制の現場閉所率及び達成率に応じ、工事成績評定で加点評価する。

加点評価の条件	加点評価
現場閉所率 25.0%以上 28.5%未満	創意工夫 +1 点(+0.4 点)
現場閉所率 28.5%以上	創意工夫 +2 点(+0.8 点)
現場閉所率 28.5%以上 かつ 達成率 100.0%	社会性 +5 点(+1.0 点)

※1 現場閉所率 28.5%以上、かつ、達成率 100.0%となった場合、創意工夫及び社会性の両方で加点評価することができる。

(7) 工事完成後のアンケート

「受注者」は、「週休2日制モデル工事」に係るアンケートに必要事項を記入し、工事完成後、14日以内に監督員に提出すること。

5 試行工事における留意事項

- (1) 「発注者」は、緊急時等やむを得ない場合を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないこととする。
- (2) 監督員が、休日の取得状況に関する報告及び資料の提示を求めた場合には、「受注者」はこれに協力するものとする。
- (3) 現場の条件変更等による工期変更は従来どおりの取扱いとするが、週休2日制の導入による工期変更は認めない。(当初より週休2日制を見込んだ工期設定としているため。)
- (4) 本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 15 日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。